

飯綱町三水農林畜産物加工施設管理運営業務受託者募集要項

1 募集の目的

この要項は、民間の能力を活用して、飯綱町三水農林畜産物加工施設の管理運営を行う業務受託者を募集するものです。

応募にあたっては、施設の設置目的等を踏まえ、本募集要項（仕様書等含む）を十分ご確認のうえ、ご応募ください。

2 施設設置の目的

本施設は、特産加工品を町内で安定的に製造・出荷する体制を構築することで、農林畜産物の振興及び特産加工品等の開発による地域の活性化を図ることを目的としています。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 飯綱町三水農林畜産物加工施設 |
| (2) 所在地 | 飯綱町大字倉井 2891 番地 4 |
| (3) 面積等 | 木造平屋建て 建築面積 249.02 m ² |
| (4) 設備内容等 | 惣菜製造室（冷凍冷蔵庫、急速冷凍庫、冷蔵庫、蒸し器、ガスレンジ、エアコン、作業台他その他備品一式）
菓子製造室（冷凍冷蔵庫 2、冷凍庫 2、オーブン 3、ガスレンジ、包丁殺菌庫、ラビットチラー、エアコン、作業台他その他備品一式）
包装室（真空包装機）
倉庫（冷凍庫）
味噌作業室（冷凍冷蔵庫、回転釜、ガスレンジ、こうじ発酵機、作業台他その他備品一式）
和室（エアコン） |
| (5) 製造実績等 | おやき等惣菜、アップルパイ等焼き菓子、味噌製造 |

4 委託の期間

契約の日から令和 10 年 12 月 31 日までの 3 年間とします。

5 施設の管理運営方針

業務受託者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高い農産物加工品の提供と効果的な運営を図る。

- (1) 基本方針
農産物加工品の製造及び販売を通じて、産業の振興、地域の活性化に資する管理運営に努めるものとする。
- (2) 維持管理・運営方針
 - ① 施設は、良好な環境衛生及び正常機能の確保を目的に、定期的な保守点検を実施する。
 - ② 施設機能を最大限に発揮させるため、創意工夫ある有効活用に努める。
 - ③ 町内農業者等との協調又は連携に努める。

6 業務受託者が行う業務（詳細は別添仕様書のとおり）

- (1) 農産物加工施設の管理運営及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 農産物等の加工特産品の製造・開発・販売に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

7 事業収支に関する事項

- (1) 施設の管理運営に要する経費については、販売料金収入をもって充てることとし、町が支払う業務委託料等はありません。
- (2) 業務受託者は、施設を利用し加工した農産物加工品の販売料金等収入を、自らの収入とすることができるものとします。
- (3) 業務受託者は、収益額に応じ施設使用料として納付金を収めるものとし、納付金額等については、別に町と協議のうえ決定するものとします。

8 管理運営の基準

業務受託者は、次に掲げる基準に基づき業務を行うこと。

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 農産物加工施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (3) HACCP の考え方を取り入れた管理運営を行うこと。

9 リスク管理及び責任分担

施設及び設備等の維持補修など、業務委託期間内における主なリスクと責任分担等については、別添仕様書別表リスク分担表に基づくものとするほか、これ以外のリスクに関する対応や経費負担等の詳細については、必要に応じて町と協議のうえ決定するものとする。

10 保険の加入

業務受託者は、本業務の実施にあたり、自らのリスクに対し適切な保険等に参加すること。ただし、建物災害共済保険については、町で加入するものとする。

11 業務の再委託

- (1) 業務受託者は、本書で規定する管理運営業務の全部又は管理運営業務の主たる部分を第三者に委託し、又は、請け負わせてはならない。
- (2) 業務受託者は、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

12 応募の資格等

申請ができるものの資格は次に掲げる事項のとおりです。

- (1) 業務委託期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる法人その他の団体であること。
団体の場合は必ずしも法人格を必要としませんが、個人では申請できません。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法第17条又は民事再生法第21条の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされた場合は、更生手続きの開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属していないこと。また、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）との関与が認められるなど、暴力団又は暴力団員との間に、社会的に非難されるべき関係がないこと。

13 募集要項の配布等

(1) 募集要項

- ① 配布期間 令和7年12月1日～令和7年12月15日
- ② 配布方法 飯綱町公式ホームページから随時ダウンロードできますので、それを使用するか、配布場所で受け取ってください。

③ 配布場所 飯綱町役場産業観光課農政係

(2) 説明会

応募方法、申請書類、施設概要、業務内容等について下記のとおり説明会を開催します。説明会への参加には事前に電話等で申し込みをお願いします。参加者は1団体につき2名以内とします。

① 日 時 令和7年12月10日（水） 14：00～

② 場 所 飯綱町役場2階第3会議室

(3) 質問受付

募集要項や仕様書等に関する質疑について、以下のとおり受け付けます。

① 受付期間 令和7年12月1日～令和7年12月15日まで随時

② 受付方法 質問書（様式指定なし）に記入の上、電子メール、郵送、FAXにて下記まで提出してください（回答に時間を要する場合がありますのでご了承ください）。

③ 受付場所 飯綱町役場産業観光課農政係

〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795-1

Eメール：nousei@town.iizuna.nagano.jp FAX：026-253-6869

14 応募の手続

この要項により業務受託を申請しようとする者は、下記の書類を提出してください。

(1) 申請書類

① 飯綱町三水農林畜産物加工施設業務受託申請書（様式第1号）

② 団体概要書及び管理運営に関する事業計画書（参考様式1）

③ 管理運営に関する収支予算書（参考様式2）

④ 業務受託申請に係る誓約書（様式第2号）

⑤ 役員の氏名、住所及び略歴等を記載した書類

⑥ 定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本（団体にあっては会則等）

⑦ 直前事業年度の貸借対照表、損益計算書その他財務状況を明らかにすることができる書類

(2) 申請書類の提出部数

正本1部及び副本10部（複写可）を提出すること。申請書は上記①から⑦までの順に重ねて提出すること。

(3) 提出期間及び提出方法

① 提出期間 令和7年12月1日～令和7年12月15日

② 提出先 飯綱町役場産業観光課農政係

〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795-1 TEL：026-253-4765

③ 提出方法 郵送又は持参にて提出してください。

令和7年12月15日（月） 17：15分必着

(4) 応募にあたっての留意事項

① 申請書類の他に、必要に応じて追加資料の提出を依頼することがあります。

② 申請書類及び追加資料は返却しません。

③ 提出書類は、業務受託者の選定以外の用途には使用しません。

④ 受付期間終了後における応募書類の変更及び追加は原則として認めません。

⑤ 応募書類は、飯綱町情報公開条例に基づき公開することがあります。

⑥ 応募書類等の作成及び提出に要する費用は、すべて応募する団体等で負担してください。

⑦ 受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

15 業務受託者の選定等

(1) 選定方針

審査は、公募型提案方式により実施し、選定にあたっては「業務受託者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、業務受託者を選定します。

申請者が1者であっても委員会で審査し、業務受託者としての適否を判断します。

(2) 選定方法等

担当課において書類審査を行い、その結果を委員会へ報告します。委員会においては、担当課の審査結果並びに必要なに応じて実施するプレゼンテーションを基に審査し、業務受託者の候補団体を決定します。

(3) 選定の基準等

業務受託者の選定にあたり、委員会では、次の基準に照らして総合的に判断するものとします。

① 施設の設置目的を効果的に達成できるものであること。

② 申請者が管理運営計画の内容を安定して遂行できる能力を有していること。

③ 選定基準は以下のとおり。

選定基準	審査項目
施設効果を最大限に発揮させられるか。	(1) 施設設備の維持及び管理運営の水準 (2) 事故の防止措置、緊急時の対応 (3) 類似事業の実績 (4) その他提案
安定した施設管理とともに、目的達成に必要な能力を有しているか。	(1) 経営理念・経営方針 (2) 経営の安定性・継続性（財務状況・組織体制） (3) 地域との連携及び運営に係る従業員確保 (4) 従業員研修・教育

(4) 審査結果の通知等

審査結果については、申請書類提出者全てに対して、書面にて通知するとともに、公表するものとします。

16 業務受託者選定後について

業務受託者として選定されたものは、町と業務委託契約を締結し、施設運営の準備を進めることができるものとします。なお、準備に係る費用については、業務受託者の負担とします。

また、契約締結後、業務受託者の責めに帰すべき事由で契約を解除する場合は、損害の範囲内で双方協議の上、賠償金を町に支払うものとします。

17 業務委託契約の解除

業務受託者の責めに帰すべき事由等により、管理運営業務の継続が困難と判断する場合は、業務委託契約を解除する場合があります。

18 施設の廃止等

飯綱町では、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントを推進していることから、町有施設の見直し等に伴い、業務委託期間に関わらず、当該施設の廃止又は移転・統合、増改築等となる場合もあります。

廃止の場合は、遅くとも廃止をしようとする日の1年前までにその旨を業務受託者に通知します。

また、施設の移転・統合・増改築等により、業務委託の範囲等が大幅に変更となるような場合には、新たな業務委託契約の手続きが必要となるため、その場合は業務委託期間を変更（短縮）

する場合があります。

19 問い合わせ先等

飯綱町役場産業観光課農政係

〒389-1293 飯綱町大字牟礼 2795-1

TEL : 026-253-4765

E メール : nousei@town.iizuna.nagano.jp

FAX : 026-253-6869